

令和5年度第2回鳥取県福祉保健部及び子ども家庭部指定管理候補者審査委員会 (鳥取県立鳥取砂丘こどもの国審査委員会)報告書

令和5年8月23日

鳥取県福祉保健部及び子ども家庭部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例第5条第1号の選定基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町四丁目4-1-1番地 理事長 安田 達昭

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の提案額 429,780,000円…（1）（債務負担行為額435,510,000円） [参考] 単年度指定管理料の額（（1）÷5年） 85,956,000円

4 選定理由

こどもの国の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において、選定基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

なお、選定に際し、次のとおり付帯意見が出された。

[選定理由]

- ・楽しいイベントをたくさん開催するなど、これまでの実績については評価したい。
- ・平均点という感じで、それが不採択に値するかというところではないので、これから新しいことに挑戦することを期待している。

[付帯意見]

- ・色々なことに挑戦し、新しい取り組みを積極的に取り入れていくこと。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(要項等配布から募集締切りの日まで)

令和5年6月26日(月)から同年8月10日(木)まで(現地説明会 同年7月20日(木))

(2) 応募者

一般財団法人鳥取県観光事業団(鳥取市 理事長 安田 達昭)

6 審査委員会の選定経緯

(1) 選定委員

氏名	所属等
相川 泰	公立鳥取環境大学教授
小谷 誠	小谷昇税理士事務所税理士
富山 順子	公益社団法人鳥取県観光連盟主任
岡 美智子(委員長)	認定こども園稲葉幼稚園・稲葉保育園園長
中西 朱実	鳥取県子ども家庭部長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月1日(木)

指定管理者制度及びこどもの国の概要説明並びに募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回選定委員会：令和5年8月23日(水)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議並びに指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 の 項 目	配点
1	<p>平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的を理解しているか。 指定管理者を希望する理由は適切か。 管理運営の方針は適切か。 *指定管理候補者として不適合と考えられる場合は失格。 	必須
2	<p>施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み ・自然とのふれあい、創作・体験活動、親子が学びふれあう機会の提供等施設の設置目的に沿った児童の健全育成に資する事業の内容は適切か。 コンセプト・内容が施設の目的に合致したもののか。 多くの利用者が楽しめる内容か。 ・事業の実施に係る年間計画等は適切か。 ・施設等の管理 施設設備の維持管理・衛生管理は適切か。 外部委託の考え方は適切か。 ・開園時間・料金設定 開園時間・休園日は適切か。 利用料金及び利用料金の減免は適切か。 ・事故・事件の防止措置と緊急時の対応 火災・盗難・災害などや遊具使用時の事故・事件の防止 緊急時の体制・対応は適切か。 利用者の苦情等のトラブルの未然防止と対処方法 ・個人情報保護等への対応 個人情報の保護への対応は十分か。 情報公開への対応は十分か。 ・利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か。 	80
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の見積もり、考え方は適切か。 ・支出計画の見通しは適切か。 ・県の委託料の多寡 	30
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の財政基盤及び経営基盤は安定しているか。 ・組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等は適切か。 日常の職員配置は適切か。 人材の育成は適切か。 ・現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか。 ・関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか。 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 I S O ・ T E A S の 認 証 等 あいサポート企業等の認定等 子育て支援に関する企業認定制度等の認定等 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 	30

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

区分		一般財団法人 鳥取県観光事業団	委員からの主な評価
選定基準 1 (適・否)	審査結果	適	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画として普通という意見ではあるが、楽しいイベントなど、たくさん開催しているので、評価していないわけではない。平均点という感じで、それが不採択に値するかというところではないので、これからは期待している。 ・楽しいイベントなど、10 数年前から比べると、すごく楽しい施設になっており地元、県外からも来園者がたくさんおられるので、良い施設にはなっているが、これで満足ではなく、やはり新しいことに挑戦して欲しい、新しいことを取り入れるところをもう少し持ってもらいたいという気持ち強い。 ・施設の利用やサービスのところについては、新しいイベントがたくさん企画されているので、今後、コロナ禍で減った来園者が戻ってくる中で施設運営に期待したい。事業計画としては特に問題があるわけではない。 ・これまでの実績については評価したい。これからは見たときに、もう少し頑張ってもらいたいという気持ちがあったのも事実。アンケートの結果を反映して、色々取り組んでいる点は評価できるが、他の施設を見て、職員の独創的な考えを活かした取り組みの部分があまり感じられない。取り組んでみて、アンケートの結果が良ければ継続、不評であれば中止など、5年前のアンケートの結果で中止したきりではなく、もっと前向きに考えて欲しいと感じた。
選定基準 2 (80 点)	審査結果	46.0	
選定基準 3 (30 点)	審査結果	16.5	
選定基準 4 (30 点)	審査結果	16.7	
合計(140 点)		79.2	

(注) 点数は、委員 4 名の平均点である。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

- 開館日 通常 9:00～17:00 / ゴールデンウィーク・盆の期間 8:30～17:30
- 休園日 毎月第2水曜日(8月は除く)、12/29～1/1

(2) 利用料金(入園料等)・減免事項

- 利用料金 現行の利用料金と同じ。
- 減免事項
 - ・現行の減免事項は継続し、とっとり県民の日の半額減免を全額減免に拡大。
 - 新たに、11月20日の世界こどもの日を全額減免に追加。

(3) 指定管理料の額(令和6年度から令和10年度)

- 指定管理料総額 429,780,000円…(A)
- (参考) 【県債務負担行為額】 435,510,000円…(B)
- 【差額】 (A) - (B) △5,730,000円

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ・自然を活かした体験として、森林乗馬トレッキング、アニマルセラピーなどイベントの実施
- ・父親同士の交流の場を設けるイベントの実施
- ・野鳥観察スポットやビオトープ等の自然観察ゾーンの新設

- ・高等学校と連携したパソコンのプログラミング体験など、小学校高学年向けイベントの実施
- ・インターネット広告（Google等の検索エンジン、SNS）に出稿し、知名度、認知度を向上
- ・町内会、自治会にわんぱく広場を活用したレクリエーション活動の利用促進
- ・こどもの国の隣接地に新しくオープンするグランピング等による滞在型観光施設「ヤマタ鳥取砂丘ステーション」と集客からイベントまでの運営連携
- ・11月20日の世界こどもデーを新たに減免（全額免除）の実施、とっとり県民の日は減免（全額免除に拡大）
- ・レストランは、県産食材使用はもとより、離乳食、栄養表示、低アレルギーメニュー及びノンカフェインコーヒーの追加などメニューを充実 等

(5) 経費削減のための取組

- ・長期契約による外部委託料の減等によるコスト削減。